

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定により下記のとおり歳入の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年5月7日

上越市長 中 川 幹 太

記

1 委託事務の内容

はとびあ中郷 使用料徴収事務

2 委 託 先

名 称：公益社団法人 上越市シルバー人材センター

住所又は事務所の所在地：上越市西城町1丁目12番4号

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和6年4月1日

4 委 託 期 間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで